

第6回滋賀県首長会議の概要

1. 日 時 平成 28 年 11 月 30 日（水）14 時～17 時
2. 場 所 ひこね市文化プラザメッセホール棟 3 階「メッセホール」
3. 出席者 知事、15 市町長（欠席：大津市長、草津市長、栗東市長、豊郷町長）
4. 概 要

（1）特別支援教育および生徒指導等の推進に係る校内体制の強化について

【野洲市提案概要】

- 特別支援を要する児童生徒が増加している中、各市町における特別支援学級や通常学級での特別支援教育の取組の情報共有を図るとともに、SSWなどの人員配置支援に対する県の考えや、児童生徒の健全な成長や生活を支援するような教育実現に向けた意見交換をしたい。

【市町長発言概要】

- 財務省が子供の人数が減ったことを理由に教員の定数削減をしようとしている。
- 財務省は特別支援教育には教員資格はいらないと、点数が上がらないところは教員配置する必要はないと言っており、今年度が障害者差別解消法の施行初年度である中、差別的な許しまじき取扱いである。
- 市の発達支援システムでは、縦の一貫性と横の連携がとても大事で、学校現場で教員だけが対応するのではなく、医師、保健師、社会福祉士など多職種の人が連携して1人の子どもを支援している。
- 県の来年度予算で、学習支援員の予算を削るという情報を聞いたが、ようやく現場が落ち着きつつある中、はしごを外されると大混乱する。
- 国はお金の面だけで教員定数を切ろうとしているので、学習支援員はきちっと制度的な枠組みで支援をしてほしい。要望する場ではないが、削らないようにしてほしい。
- 学校現場は様々な課題への対応のため大変な状況にあり、市独自の加配や県のカウンセラーを配置して対応している。加配の種類は、発達障害、大規模加配、生徒指導、不登校などで45人を配置しており、このうち県からの加配は7.5人で、市独自で力を入れて配置している。対する子どもの人数は8,400人という状況にある。
- 県の制度は創設して数年経つとなくなることがよくあるが、市町は現場の声を踏まえてできる限りの対応をしていることを認識してほしい。
- 県は来年度予算で「地域で学ぶ支援体制強化事業」の看護師配置補助について見直すとしているが、制度を充実する方向で検討してほしい。
- 市では20人（県費2人、市費18人）の加配を配置しているが、これでもニーズ全てに対応できておらず、全体の人員確保と現場の人が希望の持てる状況をつくる必要がある。
- 市では中学校の先生が小学校に出向いて授業するなど、児童が中学校の先生と顔なじみになる工夫やイベント開催などにより、不登校対策に一定の成果が出てきている。
- SSWは県派遣もあるが、時間が限られるため、今年度から町独自で配置している。
- 子どもの人数が減ったから教員定数を削減するという話ではなく、現場のニーズに合った形で強化する方向で県と市町が世論をつくっていく必要がある。

- 特別支援は幼児段階からの支援が欠かせない。また、不登校、暴力への対応は環境が大事だと思う。
- 不登校、暴力については、カウンセラーも大事だが、専門的な相談ができるところをつくる必要がある。
- 子どもが減るから教員定数を減らすというのは、専門的な教科はそうかもしれないが、今抱えている課題に対応するための教員を減らすのは以ての外。
- 発達支援を含めて、特別支援が必要な児童生徒は14%を超えるだろうということで、県として、教育委員会なり健康医療福祉部で、その原因や、例えば0歳から3歳までにどのような対応したらいいとか、県独自にあるいは国と連携して研究してほしい。
- 市町教委と県教委の関係では、個人情報保護の課題があることが分かった。また、県教委から学校現場への調査が多すぎる。学校現場で課題となっている点は先月、県教育長に持って帰っていただいた。
- 生活困窮や発達支援の早期発見・早期対応を放置すると、対応した場合と比較して、経済的損失やその後の公費投入の合計が1学年で4兆円になるという試算がある。
- 町の不登校の割合が改善し、県平均より低い状況になった要因として、乳幼児検診時や幼稚園のときからきめ細かく対応したこと、発達支援センターやことばの教室と連携した組織的・継続的な取組の効果が考えられる。
- 特別支援教育の支援員はどの市町も課題で、単独の支援員の予算額が毎年膨大となることから、市町の経費軽減措置を検討してほしい。
- 地域により問題は異なるので、画一的に対応するのは難しい。
- 手上げ方式により教育委員会の権限移譲、人事権をモデル的に市町に移譲することを検討してほしい。権限移譲すれば、いじめ、不登校の状況も変わるのではないか。
- 県教委は人事権の権限移譲について拒んでいるが、その考え方でよいと思う。
- 一定の教員数がないと健全な学校の組織運営ができないし、偏在する。
- 特別支援教育支援員は国の財政措置があるが、全く不十分で、時給対応となっている。この大事な役割を非正規で対応していいのか、知事の見解を聞かせてほしい。
- 現場で不足している人員配置の経費は市町が負担しているが、人事権を持つ県として責任感を持って、具体的に財政的に対応していくのか。
- 来年度からアクティブ・ラーニングに移行するという話があったが、人員不足は恒常的で、現場での問題は増えている。アクティブ・ラーニングは否定しないが「終わりました。やめます。」ではなく、現場の課題認識を共有してもらいたい。
- 障害は病気ではないので、成長過程に応じて手厚く生活支援と学習支援の両面でフォローしていく必要がある。SSWも県支援だけでは不足しているため、市町が力を入れているが、本来は学校スタッフの話であり、人事権を持つ県の考え方を整理してほしい。SSWは県として来年度以降増加するつもりがあるのか。
- 特別支援学校については、前の知事は増やさないと言っていたが、現在、野洲養護学校は370人が在籍しており、近江八幡から移転時の倍になっている。また、守山養護学校の問題も県から方針を示すべき。特別支援学校に対する考え方を聞かせてほしい。
- 滋賀県の全県下で人事を回さないと教育現場のレベルを維持するのが難しい。

- 人事権を分離した場合、市の責任で対応することとなるが、大変ではないかと思う。
- 早期発見し、加配をつけようと保護者の承諾を得ても県が加配をつけないことがある。現場が混乱するので、もう少し柔軟に加配を付けられるよう県教委で人事をすることが大事と思う。
- S S Wの非正規雇用の不安定性に関しては、市単費で正規職員の社会福祉士を配置している。もっと思い切って人事配置を含めて福祉と教育の融合を考えてほしい。
- 学習支援員派遣は所期の目的を達成したからアクティブ・ラーニングに代わるという話は、現場では通用しない。問題が解決していないのに解決したかのような話は困る。

【知事発言概要】

- 御提案の方向性は県も同じであり、市町と力を合わせて取り組んでいきたい。
- 市町独自の手厚い取組も認識しており、更に認識を共有して取組を充実させていきたい。
- 国では現場実態に応じた予算の在り方、教員定数が認められていない現状があり、その点は国に伝える必要があることから、先般も、国に対して特別支援教育や生徒指導の加配拡充などを要望したところ。
- 県では共に学ぶ体制づくりということで、例えば副籍の研究など、全国に先駆けて取り組んでいるところ。
- S S Wの配置が福祉的なサポートをする意味で重要であり、効果的であることが、各市町や県の取組によって確認できており、教員の負担軽減にもつながっていることから、県ではこの数年、予算面、人数、配置などで取組を拡充しているところ。
- 各市町からいただいた話は、それでもまだまだ足りないというご指摘と受け止めて、更にもどのような対策ができるか対応を検討する必要があると感じている。
- 来年度の予算編成に向けて、2つの事業の見直しを検討している。1つ目は「地域で学ぶ支援体制強化事業」で、看護師の配置補助は国の制度改正に伴い見直しを検討している。2つ目は「教科指導力ステップアッププロジェクト」で、学習支援員派遣は、一定、学ぶ力向上滋賀プランに基づく施策として基礎的・基本的な知識・技能の定着の意味においては概ね目標を達成できたと考えており、来年度以降は、国の流れもそうだが、アクティブ・ラーニングの体制を強化するための授業をできないか検討している。ただ、拙速な見直しや現場実態に合わない改悪ではいけないので、更に丁寧に検討していきたい。
- 多数の中で学ぶことや対人関係を築くことが難しい子どもたちが一定数いることを前提に教育環境、福祉環境をつくっていくことが必要と思う。
- 早期発見・早期対応、教育・福祉・医療の専門家の連携をいかに各地域に構築できるかが重要と認識している。
- 県として課題と思っているのは、高校進学時に遠隔地に行ったときに個別指導計画がきちっと共有できていないところがあるため、全県的に共有できるようにできないか、京都や岐阜の私学に行ったときにもフォローできる仕組みができないかと思っている。
- 原因究明も大事だが、まず行政としてできることに取り組みたい。
- スタッフが非正規という不安定な処遇でいいのかについては問題意識を持っているが、全て正規で抱えられるのかということがあり、S S Wは機動的な対応をしている。

- スタッフについては、今日の話の踏まえ、各市町の独自負担がどのくらい入っているのかもよく見させていただいて、県としての対応を考えたい。来年度予算に間に合えば対応するし、間に合わなければその後対応したい。
- S S Wは福祉との連携の意味で有効との声が現場からも上がっているし、不登校やいじめの対応にもつながっているので、増加する方向で対応すべきだと思っている。
- 特別支援学校は学校ごとに状況は異なるが、分離新設よりも今の体制で、必要な施設改修や人的配置を行って対応していくというのが現在の考え方である。
- 特別支援学校に通う子どもが増えているが、地域のぼらつきや、本当は地域の学校に通いたいというニーズに対応できる体制をつくることが重要と思う。
- 守山養護学校の問題は、親御さんが心配に思っておられる点について、小児医療保健センターの対応の中で、どう連携していくべきかという観点で検討している。
- 人事権の権限移譲の問題提起については承るが、私はすべきではないと思う。
- 加配を柔軟にすべきではないかとの問題提起については、県も改めるべき点はあるように思うが、県も潤沢ではないので、国に要望を上げて得られるものは得ていくということだと思う。現場の実態をしっかりと国に届けながら県の施策が進むよう取り組んでいきたい。
- 福祉との連携は極めて大事だと思っており、県でも今年度から健康医療福祉部のスタッフを教育委員会に入れて連携を図っている。市町の取組に比べ、まだまだできることはあるという観点で、また教えていただきたい。

(2) 平成36年の滋賀国体の会場等について

【野洲市提案概要】

- 国体主会場、新県立体育館、プール、セーリング会場やラグビー会場などの直近の情報、国体の総事業費を明らかにしてほしい。
- 希望が丘文化公園については、国体と切り離して基本計画を検討しているようだが、国体を控えながらこの議論はどうかと思う。

【市町長発言概要】

- 今日、県担当課から希望が丘文化公園の活用について説明を受け、国体を見据えた活用も検討していると聞いた。国体を契機としてあのゾーンを県の代表的な文化公園として活用する道を考えてほしい。
- 総事業費を早急に出してほしい。
- 事業の全体像を示してほしい。
- 各市町も受け持って実施するし、公園整備も進める中、県全体としてどのような運動施設や公園を整備するのか、全体像を持たないとまずい。
- 市町の持っている施設を含め、県民全体がレクリエーション、スポーツに親しめる環境をつくるのが大事だと思う。
- 国がどこまで補助金を持ってくれるのか分からないが、大幅に補助金が減った場合、頓挫しかねない。
- 総事業費は、県だけではなく、市町が実施する事業、仮設施設、開催費のソフト面を含め、

どの程度の経済効果が見込めるかなど、B/Cが1を超えるような戦略をつくる必要がある。

- スポーツ庁は観戦型施設の推進を掲げ、観戦型しか支援しないと言っている。彦根の主会場は陸上競技しかしないと聞いており、サッカーやラグビーをしないところで、将来もできるはずがない。国体会場だったという縁ができて、スタートとなる。
- 総事業費は当初から指摘している主会場の沼地問題などから出せないのではないか。
- 滋賀県の教育も子育ても逼塞しているのは、国体の事業費を賄うため控えておこうということではないか。全ての福祉・教育の財源が止まってしまう。
- 今年度中には総事業費を出さないと危ないと思う。
- 彦根の用地買収はどうなっているのか。セーリング会場やラグビー会場はどうなっているのか。
- 総事業費は事務方では持っているはず。全体枠や年度毎のある程度のスケジュールを提示するタイミングはそろそろだと思う。
- 資料には、プールについて県として整備を検討すべきとあり、また、大津市と協議をするところがあるが、大津市とはどの程度話が進んでいて、目処が立っているのか教えてほしい。
- 県立プールを大津に整備することを決めたわけではない点は分かった。県民注目のプール建設なので、県は公平に作ったと言われるようにしてほしい。

【知事発言概要】

- （仮称）彦根総合運動公園は主会場として第1種陸上競技場を備えた都市計画公園として整備する。
- 現在の県立体育館は国体までは利用するために必要な維持修繕を行い、廃止後の跡地活用について大津市と協議していきたい。
- 新県立体育館は、スポーツ・健康づくり拠点の核として今年度中に基本計画を策定したい。
- 琵琶湖漕艇場は、大規模な改修を行うこととし、整備内容の検討を進めている。
- 長浜バイオ大学ドームなどについては、それぞれ必要な維持修繕を実施していく。
- スイミングセンターは、主会場整備に伴い現在の施設を廃止することから、県としてのプール整備を検討すべきであるが、市町で主体的にプール整備を検討される場合はその支援も検討する。
- 先般、大津市から国体での水泳競技開催の要望とプール整備の要望があったので、大津市と整備主体や手法について検討・協議を行っている。
- スポーツ会館については、多くの競技団体が個別に事務所を構えておられ、連携がしにくいと聞いているので、新県立体育館の整備過程で複合化できないか検討している。
- セーリングについては今後、競技団体から話を聞きたい。
- 施設整備だけでなく、大会運営についても支援が必要ではないかとの話も聞いているが、まずは施設整備の支援を進め、他の国体の例では国体開催の4・5年前くらいから、会場規模等が明らかになった時点で運営について県と市町でどのように分担していくのか決められているようであるので、もう少し時間をいただきたい。
- 総事業費は県議会からも指摘をいただいている。もう少し全容を決めてから総事業費を示

したい。まだまだ協議検討中の事項が多いので、できるだけ早く内容を確定した上で明らかにしたい。

- どの規模で、どの程度実施するかがまだ明らかでない部分があるため、この部分が決まればある程度の事業費を示すことができる。
- 希望が丘文化公園は、これだけの公園はそうはない。もっと活用されるように必要な改修をしたい。現在基本計画を策定中であり、この先どう活用いただくかを踏まえ検討している。
- プールに関する大津市との協議については、国体の水泳は皇子が丘公園でお願いしたいというご希望だったが、市単独での施設改修は難しいとのことなので、市立プールを改修するのに、どのような支援、関わりが考えられるかという視点で協議しているところ。現時点でお示しできるものではなく、他の市町の意向も伺いながら検討していきたい。

【県執行部発言概要】

- 彦根の用地買収は、彦根市のご協力をいただきながら、今年中に地権者説明会を行い、今年度末から来年度にかけて買収のご協力をお願いする予定。
- セーリングは、大津・野洲・彦根の3候補地についてどういう条件なら会場にできるか調査しており、来年度のできるだけ早期に決めていきたい。
- ラグビーは、希望が丘文化公園基本計画とあわせて競技団体、地元市町のご意向を確認した上で検討していきたい。

(3) 農地転用許可および農用地区域の設定・除外などの更なる権限移譲と規制緩和等について

【近江八幡市提案概要】

- 農地転用を市町の意向に沿って認めてほしい。何事にも旬があり、時機を失するとまちづくりが難しくなるため、以下の農地に係る規制緩和等について意見交換したい。
- ①土地改良事業完了後8年未経過の要件を緩和してほしい。②農振除外に関する知事同意を安易にしてほしい。③農地転用の基準の緩和について国に物申したい。④農地法、農振法、都市計画法の上位法としてまちづくり新法をつくってほしい。なお、新法制定は総務省にも言っている。

【市町長発言概要】

- 大きな課題である。工業団地が来ても住宅地を提供できない。住宅地をどうつくるかで大変悩んでおり、まちづくりが進まない。
- 26号の2計画は北海道の1か所しかされていない。農地転用したら何人住むか、根拠は何か、どのような調査をしたかなど、できないための資料提出ばかり求められる。
- 市の条例は、自分の敷地に隣接した田んぼに自分の親族の住宅をつくるのは認めようというもので、ニュータウンなどは無理。
- 地方創生で企業誘致しよう、宅地造成しようとしても農振除外は聞いてもらえない。
- 自分の土地なのに自由に使えない岩盤規制である。
- 自分の水田であっても、青地であれば家を建てることの許可が下りないため、町外に住ま

ざるを得ない実態がある。26条の2は農地を残すためのもので、決して開発のための土地を提供する発想ではない。水田を維持しながら住宅地を確保するために国と折衝する上で知恵を貸してほしい。

- 農地転用の問題は郡部が深刻である。ほ場整備率が高く、雁字搦めになった結果、宅地転用できないことが原因で、消滅可能性都市と言われるほど深刻な状態になっている。町外転出者のうち60%が犬上、愛知、彦根に住んでいる。町内に住みたいけれど、土地がないから周辺市町に住んでいる。町が住宅地を提供し、生まれ育ったところで住んでもらうのが望ましいが、それができないのが実態である。
- せめて近江鉄道尼子駅周辺は第3種農地として、知事権限で転用できるように配慮してほしい。
- 企業から土地の問合せを受けても優良農地ばかりで転用できないとお答えしてきている。
- 8年未經の問題は、ほ場整備を真面目に実施した滋賀県特有の大きな問題として捉えてほしい。
- 地方六団体がスクラムを組んで、法改正しないと解決しないのではないか。
- 26号の2計画をつくろうとすると、何戸建てるかとか無理な資料ばかり求められる。また、都市計画区域については、合併して13市6町になったので、区域の広域化はやめたらいい。そうしないと、どこかを市街化区域編入したら、別のどこかを農地にする必要があり、利害が絡む。また、こんな事例もある。市内に大きな6次産業の工場ができたが倒産したため、薬品会社が乗り出そうとしたところ、国はOKだったが県は同意しないと言った。今更農地に返せないのに、こんな農業行政はあるかと言いたい。
- 農水省は、食料自給率を上げる絶対的な価値観を譲らないと思う。日本の食をどうしていくのかという大きな話でもあり、県特有の課題でもあるので、県としてしっかりと声を上げるべき。

【知事発言概要】

- 26号の2に基づく条例・計画により8年未經の施設があっても区域設定できると理解しているが、何がネックなのか教えてほしい。
- 補助金で整備したところを異なる目的で土地活用する場合、説明責任が伴う。ハードルは高いかもしれないが、乗り越えたら8年未經でも開発が可能なら挑戦していくべきではないか。
- 東近江市は本年3月に条例をつくられたし、守山市もこの議会に条例案を上程されたと聞いている。一定ハードルは高いかもしれないが、条例をつくり、計画を立て、必要な開発をしようという流れはあると思う。
- この問題は、ほ場整備率が高い滋賀県ならではの課題と思う。また、都市計画の権限を市町に渡せと主張される一方、どこが農地で、どこが都市開発をしてもよいところかとなると利害対立し広域調整も必要になる。都市化に係る広域調整については、市町のニーズと県の判断に乖離があると思う。持ち帰って勉強したい。考えさせてほしい。